

平成26年2月28日

## 主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、遺族厚生年金を支給しないとした処分は、これを取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 厚生年金保険の被保険者であったA(以下「亡A」という。)が、平成〇年〇月〇日に死亡したので、請求人はその内妻であるとして、同年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「死亡した方と戸籍上の配偶者との法律婚関係が形骸化していたとは認められないため。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

### 第3 問題点

1 厚生年金保険法(以下「法」という。)第58条第1項第4号及び第59条第1項の規定によれば、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある者が死亡した場合に、その者の配偶者でその者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものに遺族厚生年金を支給するものとされている。そして、法第3条第2項の規定によれば、ここにいう配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとされているところ、いわゆる重婚の内縁関係が存在

する場合には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほかに、法律上の婚姻関係がその実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合に限って、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと解される(最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270ページ参照)。そして、法第59条第4項及び厚生年金保険法施行令第3条の10の規定によれば、「死亡した者によって生計を維持していた配偶者」とは、死亡した者と生計を同じくしていた配偶者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知)参照)。

2 本件において、亡Aが保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある者に該当すること、亡Aの死亡の当時、同人と利害関係人(以下「利害関係人」という。)が法律上の婚姻関係にあり、請求人には戸籍上の配偶者が存しなかったことは後記第4の1(1)及び(2)から明らかであるから、本件の問題点は、亡Aの死亡の当時、同人と利害関係人との婚姻関係が形骸化し、かつ、その状態が固定化していたと認めることができるかどうか、及び請求人が亡Aによって生計を維持していた配偶者であったと認めることができるかどうかということである。

### 第4 事実の認定及び判断

#### 1 「略」

2 請求人は、次のように述べている。

(1) 請求人と亡Aは、平成〇年〇月から、当時請求人が暮らしていた〇〇宅で同居を始め、亡Aが平成〇年〇月〇日に亡くなるまでの〇年間、一時も離れることなく一緒に寝食を共に暮らしていた。亡Aの平成〇年〇月末の転勤

により、同人と請求人は、〇〇市から〇〇市の〇〇宅に転居し、ここで約〇年〇か月暮らした。亡Aは、平成〇年〇月〇日に膀胱癌の手術を受け、約1年後の平成〇年〇月〇日に医師の紹介で〇〇市のa病院に転院し、同病院を同月〇日に退院するまで、請求人も同病院で寝食を共にしていた。亡Aは、平成〇年〇月〇日から〇〇市のb病院に転院し、請求人は、ほとんどの時間を亡Aと過ごし、同年〇月〇日、同人の最期を看取った。

- (2) 亡Aは、平成〇年、Bの大学入学を機に、利害関係人と離婚の調停を家庭裁判所でしたが、感情的で話しあえないまま、平成〇年の夏亡Aの病気が発覚し、その後も何度となく離婚の話をし、Bにも頼んでいたが、利害関係人に応じてもらえず、亡Aは亡くなった。亡Aは、利害関係人に約〇〇万円の慰謝料の提示もしたが、同人は、亡Aの持っているお金をすべて要求するなど、離婚に応じてくれなかった。利害関係人からの余りに法外な要求にあきれてしまうのと同時に、亡Aの病気の治療にかかるお金のことや、請求人に少しでも残してやりたいと思う亡Aの気持ちから、同人は、離婚の交渉をあきらめ、請求人を遺言執行者とした。亡Aは、〇年前には利害関係人とは既に気持ちが離れていて、平成〇年の調停では、婚姻生活が破綻状態にもかかわらず、利害関係人は婚姻費用の要求だけはしっかりとした。利害関係人は、一方的に亡Aが悪い、自分は被害者であると主張してくるが、そうだろうか。亡Aが〇〇町宅を出た原因は、請求人のこともあったが、それ以外にも多々あった。
- (3) Bの大学4年間の学費に加え、婚姻費用月額〇万〇〇〇円を払い、請求人と亡Aは、本当に苦しい生活であった。Bが大学を卒業し、やっと少しだけ楽になると思った時に、亡Aが病気になるってしまい、今度はその治療費に

悩む日が続いた。保険外薬も使っていたので、家計は苦しく、亡Aは、利害関係人に婚姻費用の見直しを直接お願いしたが、情のかけらもなく、法律で決まったことであると言われた。それでも、亡Aは、本件会社から借金をして、生活と治療の両立をしていた。

- (4) 請求人は、平成〇年の亡Aの父の三回忌に出席し、亡Aの親や姉弟にも会って挨拶した。請求人は、亡Aの母の家に亡Aと二人で毎月1、2回定期的に行き、母の大好きな麻雀の相手をするを平成〇年春の〇〇転勤まで続けていた。本件会社の上司、同僚や知人、友人も請求人と亡Aのことはよく分かってくれていた。夫婦同然、又は夫婦であると思っていた方も多くいた。本件会社も、籍が入っていないくても〇〇への請求人の同行を認めてくれた。

### 3 利害関係人は、次のように述べている。

- (1) 平成〇年、亡Aの不貞行為により別居に至った。亡Aは、利害関係人や親戚に対しても「浮気している」と自認していた。
- (2) 亡Aは、〇〇町宅を出て行っても、週末や年末年始など用事があるときや、利害関係人が連絡すれば同宅に帰ってきていた。平成〇年、利害関係人が交通事故に遭って困ったときも亡Aはすぐに駆けつけて、事故対応と新車の購入手続をしてくれ、平成〇年、利害関係人がその車を使わなくなると、亡Aの弁護士に引き渡すことになり、待ち合わせをしていたところ、亡Aが「家まで送る」と言っ、車の受取りに来てくれた。
- (3) 平成〇年、Bがc大学に合格し、夫婦でBの引っ越しを手伝った。翌日の大学入学式にも、本件会社d営業所所長の就任挨拶を延期してくれて、家族3人で行った。亡Aは、c大学の父母会に、1年生から3年生まで毎年出席し、4年生のときだけは「代わりに行ってくれないか」と連絡があり、利

害関係人が出席した。亡AとBはよく会っていたので、亡Aと利害関係人は、Bを介して繋がっていた。そして、日常の用事については、メールで済ませていた。また、毎年の年末調整の時期には、利害関係人の年収を亡Aから聞かれていた。

- (4) 平成〇年、利害関係人が乳癌になり、入院・手術をしたときは、亡Aが保険金の請求手続きをしてくれ、保険金も亡Aがいったん受け取ってから、利害関係人の口座に送金してくれた。平成〇年、亡Aが〇〇に転勤となり、その後本件会社の支店長になったときは、利害関係人も嬉しかったので、お祝いのメールを送った。平成〇年〇月、利害関係人は肺腺癌で検査入院したが、亡Aから保険の切替えについて連絡があり、利害関係人は亡Aに肺腺癌で入院すると連絡した。平成〇年〇月には、亡Aから膀胱癌で手術をするが、余命が分からないので離婚してほしいとのメールが利害関係人に対してあった。Bが亡Aと利害関係人をそれぞれ見舞って、お互いの様子を聞くことができた。亡Aから送金額を減らしてほしいとメールがあったが、生活に困ると返信した。離婚についても応じられないと伝えている。
- (5) 平成〇年、利害関係人は身体に無理がきかなくなり、仕事を退職した。平成〇年〇月には、利害関係人とBが亡Aの身に不安を感じ、何度も電話をかけたが、亡Aと全く連絡が取れなくなった。平成〇年〇月〇日、利害関係人の友人からの連絡で、亡Aが前日に亡くなっていたと知った。すぐBに連絡をして、亡Aの亡骸と対面した。Bと共に、最後のお別れ・納棺・通夜・告別式・骨上げをした。その後、Bが〇〇家のお墓を継承し、利害関係人はBと共に平成〇年〇月に納骨を行い、現在も管理・供養をしている。
- (6) 亡Aと別居をするまでは、利害関係人がお金の管理をしていた。別居後

は、亡Aが「月〇万円でもいい」と言っていて、亡Aの通帳に入金していたが、利害関係人はいつも通帳残高が〇万円になるように追加して、亡Aが困らないようにしていた。夏と冬の賞与の月にも多めに入金するようにしていた。平成〇年の〇〇町宅の売却後は、亡Aが金銭を管理するようになり、亡Aから利害関係人に生活費が送金されていた。亡Aから離婚したいという話が出たときには、利害関係人が申立人となり調停をしたが、もともと離婚の意思がないため、同調停を取り下げたところ、亡Aからの送金が止まった。利害関係人は生活が苦しくなったことと、亡Aの真意を確かめるために婚姻費用の申立てを〇〇家庭裁判所にした。亡Aは、本件審判によって「婚姻生活を維持するための費用を月〇万〇千円支払う」こととなり、きちんと送金してくれていた。

- (7) 平成〇年に亡Aから「膀胱癌の治療にお金がかかるから婚姻費用を減額したい」との連絡があった。利害関係人は、病気の後体力低下が著しく、仕事が続けられなくなり退職して、亡Aからの送金で生活していたので、「それは困る」と返事をした。その後、入金が止まったが、忘れていただけかもしれないと思い、夏の賞与まで待っていた。それでも送金がなく、いよいよ生活できなくなってきたので、〇〇家庭裁判所へ相談したところ、担当者から亡Aに連絡を取ってもらえるようになり、同人の弁護士から少し待つてほしいとの文書が届いた。そして、平成〇年〇月〇日には送金が再開されて〇万〇千円の送金があり、今までの未払分は〇月〇日に送金するとの連絡があった。亡Aは平成〇年〇月〇日に逝去し、同人の死後である平成〇年〇月〇日に最後の送金〇万円があった。

4 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 亡Aと利害関係人との婚姻関係が

形骸化し、かつ、その状態が固定化していたかどうかであるが、両名の婚姻関係は、亡A死亡の当時において、形骸化し、かつ、その状態が固定化していたものと認定するのが相当である。その理由は次のとおりである。

ア 亡Aと利害関係人は、当時両名とBで生活を共にしていた〇〇町宅を亡Aが出たため、平成〇年〇月ころから別居となり、以来、亡Aが平成〇年〇月〇日に死亡するまでの約〇年間、そのような状態に至ったことについて、亡Aと利害関係人のいずれがより大きな責めを負うべきであるかはともかく、別居の状態が続けられ、それが解消されることは遂にはなかったことが明らかである。そして、この間、両名の間で別居解消に向けての前向きな話し合い等が行われた明確な形跡も存しないというべきである。かえって、後記の(2)でも触れるように、亡Aは、平成〇年〇月ころからは、継続して請求人と同居生活を営んで生計を共にしていたことが明らかであり、亡Aから利害関係人に離婚を求めたり、両名間で離婚をする場合の具体的な条件についての折衝がなされるなどのことがあったとかがわれることにも照らすならば、亡Aにおいて、請求人との同居生活をやめ、利害関係人との別居を解消して同人のもとへ戻る意思があったなどと考えることはできないし、同人との間で、別居解消に向けた真摯な話し合いがあったとも考えにくいといわざるを得ないところである。また、利害関係人としても、亡Aのそのような生活状況と意向を十分に認識していたであろうことは推測に難くないところである。

イ 別居後の平成〇年〇月〇日に本件審判がなされ、亡Aは、利害関係人に対し、本件審判に基づき、別居期間中の婚姻費用として、平成〇年〇月まで毎月〇万〇〇円（平成〇年〇

月分については〇万〇〇円）を、平成〇年〇月から同年〇月までは毎月〇万円を、平成〇年〇月には〇万〇〇円をそれぞれ支払っていることが明らかであり、それは、別居後においても両名間に生計維持関係があったことを示すものであるかのような観を与えないでもないが、前記アで説示したように、亡Aは、上記審判がなされた時においては既に請求人と生活を共にしており、利害関係人とは離婚を望みこそすれ、同人との別居を解消して婚姻共同体としての実体を復活させる意思はなかったものというべきであるから、上記の金員は、名目は婚姻費用ではあっても、その実質は、法律上はなお利害関係人の夫であり、利害関係人に対する生活扶助義務を負っているという地位にあることや本件審判で命じられた義務の履行として行われたもので、亡Aからいえば、利害関係人との離婚に向けてその条件を整える意図もあったものと考えられ、いわば事実上の離婚給付ないしは慰籍料に類するものともいうべきであり、両名の婚姻共同体としての関係を維持するためという性質を有するものと考えすることはできず、その支払は、亡Aと利害関係人との間の生計維持関係を示すことにはならないと解するのが相当である。そして、別居後、亡Aが利害関係人に対し、他に何らかの経済的支援を行ったことについては、これをうかがうことができない。

ウ 利害関係人は、前記3の(2)ないし(5)に記載したように、亡Aとの別居後も同人とはメールやBを通じて連絡をし、継続的な音信・訪問の事実があったことを述べているのであるが、前記1の(9)に記載したように、両名間の音信は、離婚をする場合の具体的な条件の折衝、婚姻費用の振込みについてのものと認めら

れること、Bの大学生活にまつわる亡Aと利害関係人の交流として述べられているものは、亡AとBの親子関係から生じたものであって、必ずしも亡Aと利害関係人の婚姻関係から生じたものではないとみるのが相当であること、平成〇年に亡Aが行った保険金の請求手続は、同人が保険契約者の立場で行ったものであり、また、当時利害関係人との離婚を円滑に進めたいとの意向を持っていたと考えられる亡Aが利害関係人の心証をできる限り良くしておきたいとの考えからのものであったとも推認されること、亡Aの葬儀の喪主は請求人が務めたこと、及び本件手続の全趣旨を総合すれば、前記3の(2)ないし(5)に記載の事情は、必ずしも亡Aと利害関係人との婚姻関係の実体がなお存続していたことを示すものとはいえないというべきである。

エ 以上のように、亡Aと利害関係人は亡Aの死亡に至るまで約〇年間にわたって別居状態にあったこと、亡Aはその間は請求人と同居して生活を共にしていたこと、別居期間中における亡Aと利害関係人の別居解消に向けての対応や、金員の授受を含む交流の状況等に関する諸事情を総合勘案するならば、亡Aと利害関係人の婚姻関係は、亡Aの死亡当時においては、すでにその実質を失って形骸化し、かつ、その状態は固定化していたものと認定するのが相当である。

- (2) 請求人が亡Aによって生計を維持していた配偶者であったかどうかであるが、請求人が平成〇年〇月ころから〇〇宅及び〇〇市の〇〇宅で亡Aと同居し、同人の死亡までの約〇年間にわたり、事実上の婚姻関係を継続してきた者で、その平成〇年中の収入金額及び所得金額はいずれも〇円であり、死亡した者によって生計を維持していた

配偶者かどうかを認定する際の前記第3の1記載の所得基準を満たしていたことは、優にこれを認めることができるから、請求人は、亡Aの死亡の当時において、同人によって生計を維持していた配偶者であったと認定するのが相当である。

- 5 以上によれば、厚生労働大臣が、請求人に対し、亡Aの死亡に係る遺族厚生年金を支給しないとした原処分は不当であり、取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。